

【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある】

平成 30 年 7 月豪雨について

平成 30 年 8 月 7 日
非常災害対策本部

1. 気象の概況

(気象庁：8月7日 12:00 現在)

気象の概況と見通し

- ・6月28日以降、北日本に停滞していた前線が、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。
- ・6月29日に発生した台風第7号は、東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。
- ・前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。
- ・6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となったところもあった。
- ・48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となった。
- ・東海地方や西日本では、今日7日は、概ね晴れて、最高気温が35度以上の猛暑日となったところもある。明日8日も晴れて気温が上がり、40度近くになるところもある見込み。
- ・向こう1週間は、西日本を中心に高気圧に覆われ晴れる日が多い見込み。また、引き続き猛暑日となるところがある見込み。
- ・東海地方や西日本では気温の高い状態が長く続いているため、健康管理に十分注意。熱中症の危険性が通常より高まっていることから、水分をこまめに補給するなどできる限りの対策が必要。
- ・これまでの大雨により、広い範囲で地盤の緩んでいるところがある。土砂災害に注意するとともに、地元市町村や各地の気象台が発表する情報等に留意。

2. 政府の主な対応

- | | |
|------------|---------------------------|
| 6月1日 | 平成30年出水期の大雨に関する情報連絡室設置 |
| 7月5日 15:30 | 関係省庁災害警戒会議 |
| 7月6日 13:58 | 平成30年7月5日からの大雨に関する官邸連絡室設置 |
| 14:30 | 関係省庁災害対策会議 |
| 7月7日 10:00 | 関係閣僚会議 |
| | 総理指示 |

- ・人命第一の方針の下、救助部隊を遅滞なく投入し、被災者の救命・救助に全力を尽くすこと
- ・先手先手で被害の拡大防止に万全を期すこと
- ・被災府県、被災市町村と緊密に連携して、住民の避難、被災者の生活支援、ライフラインの復旧などに当たること

10:20 平成30年7月5日からの大雨に関する官邸対策室に改組

7月8日 08:00 非常災害対策本部設置
09:00 非常災害対策本部会議

7月9日 平成30年7月豪雨による災害に係る政府調査団派遣（広島、岡山）
09:45 第2回非常災害対策本部会議

7月10日 08:50 第3回非常災害対策本部会議

7月11日 平成30年7月豪雨による災害に係る総理視察（岡山）

7月12日 09:04 第4回非常災害対策本部会議

7月13日 08:02 第5回非常災害対策本部会議
平成30年7月豪雨による災害に係る総理視察（愛媛）
16:00 首相官邸ホームページに「平成30年7月豪雨災害対策特設ページ」開設

7月14日 10:05 第6回非常災害対策本部会議

7月15日 08:17 第7回非常災害対策本部会議

7月16日 10:04 第8回非常災害対策本部会議

7月17日 08:48 第9回非常災害対策本部会議

7月19日 18:35 第10回非常災害対策本部会議

7月21日 平成30年7月豪雨による災害に係る総理視察（広島）

7月22日 09:02 第11回非常災害対策本部会議

7月24日 14:00 第12回非常災害対策本部会議

7月27日 13:50 第13回非常災害対策本部会議

7月29日 16:30 第14回非常災害対策本部会議

7月30日 11:30 第15回非常災害対策本部会議

8月2日 18:00 第16回非常災害対策本部会議

8月5日 平成30年7月豪雨による災害に係る総理視察（広島）

8月7日 17:00 第17回非常災害対策本部会議

3. 被害状況（未確認情報を含む）

（1）人的被害（警察庁：8月7日14:00現在）

都道府県	死者	心肺停止	行方不明
岐阜県	1		
滋賀県	1		
京都府	5		
兵庫県	2		
奈良県	1		
鳥取県	1		
岡山県	61		3
広島県	113		6
山口県	3		

愛媛県	26		2
高知県	3		
福岡県	3		
佐賀県	2		
宮崎県	1		
鹿児島県	2		
合計	225	0	11

※死者数については災害との関係を確認中のものを含む。

●安否不明者 0名

(2) 住家被害（消防庁：8月7日 13:30 現在）

都道府県	住家被害					非住家被害	
	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
北海道			1	7	121		3
秋田県			1				
福島県			9				
千葉県			1				
東京都			6				
神奈川県		1				1	12
富山県					3		
石川県					9		
福井県			3		15		
山梨県			1				
長野県			2	1	19		
岐阜県	12	207	107	220	720		1
静岡県			10		4		
愛知県					3		
三重県		1	9		7		
滋賀県					1		
京都府	13	12	82	517	2,141		
大阪府	1		13	7	25		8
兵庫県	13	17	58	66	708		
奈良県		1	1	1	51		
和歌山県	2	1	1	157	352		11
鳥取県			3	7	54		
島根県	69	154	2	4	65		2
岡山県	4,107	1,734	520	4,530	6,094	1	23
広島県	697	1,929	1,750	2,899	4,688		

山口県	18	177	47	266	634		
徳島県			4	5	14		
香川県			10	1	9		2
愛媛県	476	2,109	445	1,757	1,972		
高知県	14	58	25	121	368		
福岡県	14	194	163	937	2,259	4	9
佐賀県	3	1	14	34	245		3
長崎県	1		4	4	18	1	
熊本県		3	4	3	71	2	4
大分県	2	1	3		12		1
鹿児島県	1		5		3		1
合計	5,443	6,600	3,304	11,544	20,685	9	80

※ 台風第12号による被害を含む。

(3) 避難状況（消防庁：8月7日13:30現在）

都道府県	避難指示（緊急）		避難勧告		避難所	
	対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数	箇所数	避難者数
長野県	10	18			3	16
京都府	34	70	9	18	1	7
大阪府	6	15			1	1
兵庫県	102	214	24	36		
島根県					0	0
奈良県			3	5		
和歌山県			0	0		
岡山県	1	4			62	2,152
広島県	113	315	15,932	34,951	60	896
山口県					1	2
徳島県	0	0				
香川県	19	51	17	34		
愛媛県	139	307	13	43	38	343
高知県						
福岡県	18	43			2	4
長崎県	12	17				
合計	454	1,054	15,998	35,087	168	3,421

※ 台風第12号によるものを含む。

(4) ライフライン等の状況

●電力関係（経済産業省：8月7日14:00現在）

- ・住民が居住する地域については、7月13日に復旧済み

- 水道関係（厚生労働省：8月7日12:00現在）
 - ・断水 833戸
 - 広島（1市10戸）、愛媛（1市823戸）
- 断水が生じている医療施設（厚生労働省：8月7日12:00現在）
 - ・愛媛県宇和島市 5施設
- 農業用ダム（農林水産省：8月6日12:00現在）
 - ・大雨特別警報が発令された4農政局管内の67の国営造成ダムに重大な異常なし
（貯水池内の法面の一部崩落等：4ダム、異常なし：51ダム、点検不要：12ダム）
- ガス関係（経済産業省：8月7日12:00現在）
 - <都市ガス>
 - ・住民が居住する地域については、7月8日中に復旧済
 - <小売り事業による供給（旧簡易ガス）>
 - ・岡山県倉敷市において2団地（計147戸）が冠水
※避難住民が居住可能となる時点で即日のガス供給を可能とする準備を完了
（居住を開始した家屋について、ガス供給を順次再開中。）
- LPガス関連（経済産業省：8月7日12:00現在）
 - <LPガス充てん所（高圧ガスの製造事業所）>
 - ・LPガス容器流出：岡山県及び愛媛県内のLPガス充填所から約2,800本、
廃棄予定の空容器が最大200本程度流出。
その他、家屋の浸水や倒壊による流出・埋没を確認。
（現在判明分で約480本）
→約3,360本を回収済、引き続き事業者等が回収作業を実施中
- コンビニエンスストア・スーパー（経済産業省：8月7日13:00現在）
 - ・一時営業停止：10店舗 →営業再開時期は未定
- 通信関係（総務省：8月7日13:00現在）
 - <固定電話・インターネット>
 - ・NTT西日本：復旧済み
 - <携帯電話>
 - ・NTTドコモ：1市（愛媛県西予市）の一部エリアに支障あり
 - ・KDDI：サービスエリアに支障なし
 - ・ソフトバンク：サービスエリアに支障なし
 - <防災行政無線>
 - ・県防災行政無線：被害なし
 - ・市町村防災行政無線：広島県呉市（一部停止中）、愛媛県大洲市（一部停止中）
 - <テレビ>
 - ・地上波：停波なし
 - ・ケーブルテレビ：停波 2事業者
 - <郵便>
 - ・窓口業務休止 23局
 - ・配達不能及び取集不能：12拠点

(5) 交通関係（国土交通省：8月7日12:00現在）

●道路

<被災による通行止め>

- ・高速道路 2路線2区間
- ・直轄国道 通行止めなし
- ・補助国道 17路線20区間
- ・都道府県・政令市道 309区間

●鉄道

- ・9事業者、16路線で運転休止

●自動車関係

<高速バス>

- ・運休：2事業者2路線 一部運休：2事業者2路線

<路線バス>

- ・運休：9事業者14路線、一部運休：11事業者30路線

(6) 河川関係（国土交通省：8月6日17:00現在）

<直轄河川>

（一般被害）22水系47河川365箇所 浸水家屋数（床上・床下 約12,000戸）

（河川管理施設等被害）34水系53河川145箇所

※浸水家屋数は一部都道府県管理河川と重複

<都道府県管理河川>

（一般被害）68水系223河川 浸水家屋数（床上・床下 約23,000戸）

※浸水家屋数は一部直轄河川と重複

（河川管理施設等被害）109水系399河川

(7) 土砂災害（国土交通省：8月7日12:00現在）

- ・1,574件（1道2府28県）

（土石流等 480件、地すべり 52件、がけ崩れ 1,042件）

(8) 金融機関（金融庁：8月2日09:00現在）

- ・4金融機関5店舗が臨時休業中
- ・10金融機関、20箇所のATMが利用不可

4. 各省庁の活動状況

(1) 警察庁（8月7日14:00現在）

- ・6月29日 警察庁情報連絡室設置
関係道県警察災害警備連絡室設置
- ・7月6日 13:58 警察庁災害警備連絡室へ改組
- ・7月7日 10:20 警察庁災害警備本部へ改組
警視庁、関東管区、中部管区及び近畿管区広域緊急援助隊出動指示

- ・ 7月8日 08:00 非常災害警備本部へ改組
九州管区広域緊急援助隊、特別自動車警ら部隊及び特別機動捜査
部隊出動指示
- ・ 7月9日 警視庁、関東管区、中部管区、近畿管区及び四国管区広域緊急援
助隊出動指示
- ・ 7月11日 警視庁、関東管区、近畿管区、中国管区、四国管区及び九州管区広域
緊急援助隊出動指示
- ・ 7月14日 東北管区、中部管区、近畿管区及び九州管区広域緊急援助隊出動
指示
- ・ 7月19日 警視庁、近畿管区、中部管区及び九州管区広域緊急援助隊出動指
示
- ・ 8月1日 中国管区及び九州管区広域緊急援助隊出動指示
- ・ 救出救助活動 救助者数 482 人
- ・ 被災地における警戒活動
特別自動車警ら部隊、特別機動捜査隊を岡山及び広島に派遣し、浸水被害が生じてい
る地域を中心にパトロール、避難所等の警戒、広報等を実施
- ・ 活動規模 人員約 7,190 名（内 広緊隊等 190 名）、ヘリ 9 機
- ・ 特別生活安全部隊を広島県警及び岡山県警に特別派遣し、避難所を巡回しての相談受
理、防犯指導等の活動を実施
- ・ 特別交通部隊を広島県警及び岡山県警に特別派遣し、浸水被害が生じている地域を中
心に交差点における交通整理活動を実施

(2) 消防庁（8月7日 13:30 現在）

- ・ 7月3日 11:30 災害対策室設置（第1次応急体制）
- ・ 7月6日 09:00 災害対策本部へ改組（第2次応急体制）
20:30 災害対策本部を改組（第3次応急体制）
- ・ 活動規模：人員約 7,300 名（内 緊援隊等約 0 名）、ヘリ 3 機

(3) 防衛省（8月7日 13:00 現在）

- ・ 7月6日 01:10 災害派遣要請（京都府知事：京都市久我橋付近の水防）
活動規模：約 185 名、車両約 50 両（同日 7:05 水防活動終了）
- 03:30 災害派遣要請（高知県知事：安芸市の孤立者救助）
活動規模：人員約 15 名、車両 3 両
（16日 09:07 孤立者救助活動終了）
- 09:56 災害派遣要請（福岡県知事：北九州市の人命救助、飯塚市及び筑前
町の孤立者救助）
活動規模：人員約 60 名、車両約 15 両（9日 08:24 人命救助活動終了）
- 13:58 防衛省災害対策連絡室設置
- 18:35 災害派遣要請（京都府知事：京都市久我橋付近の水防 2 回目）
活動規模：人員約 115 名、車両約 15 両（同日 23:30 水防活動終了）
- 21:00 災害派遣要請（広島県知事：広島市、海田町、熊野町、東広島市、

- 呉市、安津町土砂災害に伴う人命救助)
活動規模：人員約 540 名、車両約 155 両、艦艇 2 隻、航空機 2 機
- 23:11 災害派遣要請（岡山県知事：高梁市、苫田郡鏡町の孤立者救助）
活動規模：人員約 90 名、車両約 25 両、ボート 8 隻
- ・ 7 月 7 日 06:10 災害派遣要請（愛媛県知事：松山市怒和島土砂災害に伴う人命救助）
活動規模：人員約 105 名、車両 25 両（8 日 17:05 人命救助活動終了）
- 06:10 災害派遣要請（京都府知事：綾部市土砂災害に伴う人命救助）
活動規模：人員約 85 名、車両約 20 両（8 日 17:05 人命救助活動終了）
- 07:35 災害派遣要請（山口県知事：岩国市土砂災害に伴う人命救助）
活動規模：人員約 50 名、車両約 5 両（同日 14:55 救助活動終了）
- 09:42 災害派遣要請（京都府知事：舞鶴市土砂災害に伴う人命救助）
活動規模：人員約 40 名、車両 3 両（12 日 10:02 人命救助活動終了）
- 10:20 防衛省災害対策室設置
- ・ 7 月 8 日 05:00 災害派遣要請（兵庫県知事：穴粟市における人命救助）
（同日 17:45 人命救助活動終了）
- 08:00 防衛省災害対策本部設置
- ・ 7 月 11 日 17:51 即応予備自衛官の災害等招集命令に係る内閣総理大臣承認（閣議決定）を受けて、防衛大臣から「平成 30 年 7 月豪雨に対する即応予備自衛官の災害等招集命令の実施及び出頭した即応予備自衛官の受入れに関する自衛隊行動命令」を発出
- ・ 7 月 12 日 招集された即応予備自衛官については、広島県東広島市において住民の方々への診療に対する支援などの生活支援活動を開始
- ・ 7 月 15 日 14:30 防衛省が契約している民間船舶「はくおう」を活用し、尾道糸崎港糸崎地区（広島県三原市）において、入浴サービス等を実施
- ・ 活動規模 人員約 11,760 名、艦船 4 隻、航空機 10 機
L0 最大 74 箇所にも約 300 名を派遣
- ・ 活動実績 人命救助・孤立者救助 2,284 名、給水支援 18,952.1 トリ、入浴支援 88,672 名、給食支援約 20,590 食、物資輸送、水防活動、道路啓開、がれき処理等

(4) 海上保安庁（8 月 7 日 09:00 現在）

- ・ 7 月 7 日 10:20 海上保安庁対策本部設置（第五、六、八管区対策本部設置）
- ・ 対応勢力
人員 40 名、巡視船艇 6 隻

(5) 気象庁（8 月 7 日 12:00 現在）

- ・ 記者会見（7 月 5 日 14:00、6 日 10:30、18:10、20:40、23:50、7 日 10:30、13:50、8 日 06:50）
- ・ 7 月 6 日 17:10 気象庁災害対策本部設置
- 17:10 大雨特別警報を発表（福岡県、佐賀県、長崎県）
- 19:39 大雨特別警報を発表（岡山県）
- 19:40 大雨特別警報を発表（広島県、鳥取県）

- 20:00 ポータルサイト開設（気象警報等の防災気象情報を集約）
- 22:50 大雨特別警報を公表（兵庫県、京都府）
- ・ 7月7日 08:10 大雨特別警報を解除（福岡県、佐賀県、長崎県）
- 10:50 大雨特別警報を解除（広島県）
- 12:50 大雨特別警報を公表（岐阜県）
- 13:10 大雨特別警報を解除（鳥取県）
- 15:10 大雨特別警報を解除（岡山県）
- 18:10 大雨特別警報を解除（兵庫県）
- 21:20 大雨特別警報を解除（京都府）
- ・ 7月8日 05:50 大雨特別警報を公表（高知県、愛媛県）
- 14:10 大雨特別警報を解除（岐阜県）
- 14:50 大雨特別警報を解除（高知県、愛媛県）
- ・ 7月9日 14:00 今回の平成30年台風第7号及び前線による大雨について、
「平成30年7月豪雨」と名称を定める。
- ・ 各地の気象台では、台風の影響に応じて、順次台風説明会を実施するとともに、大雨の状況について自治体や国の出先機関にホットラインによる解説等を適時実施。
- ・ 高温に関する今後の見通し等について記者会見を実施し、熱中症など健康管理に十分注意するよう呼びかけ（7月13日14:30、23日17:00）

（6）厚生労働省（8月7日12:00現在）

- ・ 7月2日 13:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- ・ 7月8日 08:30 厚生労働省災害対策本部設置
- ・ 7月9日 17:30 厚生労働省現地対策本部設置（中国四国厚生局）
- ・ 7月10日 17:00 厚生労働省被災者生活支援チーム設置

（7）総務省（8月7日13:00現在）

- ・ 7月3日 08:45 災害警戒室設置
- ・ 7月6日 17:10 総務省災害対策本部へ改組
- ・ 7月8日 08:00 総務省非常災害対策本部へ改組
災害救助法の適用者に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施
- ・ 7月9日 災害救助法の適用区域の拡大に伴い新たに適用を受けた者に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（13日、17日、20日）
- ・ 7月13日 広島県熊野町に臨時災害放送局（FM）の開設免許。7/14に放送開始
- ・ 7月19日 広島県坂町に臨時災害放送局（FM）の開設免許。7/20に放送開始
- ・ 7月25日 災害救助法の適用を受けた無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状、督促状及び納入告知書の送付を9月28日まで停止する措置を実施
- ・ 7月27日 災害救助法の適用区域の拡大に伴い新たに適用を受けた無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状、督促状及び納入告知書の送付を9月28日まで停止する措置を実施

- ・ 7月31日 災害救助法の適用区域の拡大に伴い新たに適用を受けた無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状、督促状及び納入告知書の送付を9月28日まで停止する措置を実施

- ・ 人的支援の状況

- (災害マネジメント総括支援員の派遣状況)

- 被災3市町に対し、3縣市から派遣

- (対口支援団体派遣状況)

- 被災14市町に対し、19都道市から313名を派遣

(8) 国土交通省 (8月7日 12:00 現在)

- ・ 7月3日 06:40 非常体制発令
- ・ 7月6日 国土交通省災害対策本部設置
- ・ 7月8日 国土交通省非常災害対策本部設置
- ・ 7月9日 国土交通省被災者支援チーム設置
- ・ TEC-FORCE 79名 (延べ9,849名)

(9) 農林水産省 (8月6日 12:00 現在)

- ・ 7月5日 17:30 災害情報連絡室設置
- ・ 7月7日 10:30 農林水産省緊急自然災害対策本部へ改組
- ・ 7月14日 平成30年7月豪雨に関する農林水産省相談窓口を設置
- ・ 7月16日 「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について」を決定
- ・ 7月19日 「全国ため池緊急点検の実施について」を決定

<食料支援実績>

- ・ 8月2日までの合計: 1,077,614点

- (岡山県) 619,692点

- 県の拠点 585,660点、小田郡矢掛町 28,032点、倉敷市真備町 6,000点

- (広島県) 356,992点

- 県の拠点 203,004点、呉市等 153,988点

- (愛媛県) 98,930点

- 県の拠点 98,930点

- (高知県) 2,000点

- 大月町 2,000点

(10) 文部科学省 (8月1日 16:00 現在)

- ・ 7月7日 災害応急対策本部設置
- ・ 7月9日 文部科学省災害応急対策本部を文部科学省非常災害対策本部に格上げ
- ・ 各都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請 (6月29日、7月2日~8日)
- ・ 7月9日 公立学校共済組合に対し宿泊施設における被災者の受け入れについて依頼

- ・ 7月9日 教科書供給協会及び教科書協会に対し、災害により滅失・毀損した教科書の給与を速やかに行えるよう依頼
- ・ 7月9日 被災地域の児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等を求める
- ・ 7月10日 被災地域の児童生徒等の私立学校への弾力的な受入れ等を求める
- ・ 7月17日 ボランティア活動を希望する学生・生徒に対して、①就学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼

(11) 経済産業省（8月7日 14:00 現在）

- ・ 7月5日 経済産業省災害対策連絡室設置
- ・ 7月8日 経済産業省非常災害対策本部設置
- ・ 7月9日 中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力に災害救助法適用市町村及び隣接市町村における規制の小売料金及び託送料金等についての特別措置に関する認可
- ・ 7月11日 貿易保険の手続きに関する特例の創出
- ・ 7月12日 日本ガス協会及び日本コミュニティガス協会に対し、残る供給支障箇所の復旧加速化を指示

●物資の供給状況（8月7日 13:00 現在）

<クーラー>

- ・ 広島県 199 台、岡山県 230 台、愛媛県 115 台

<下着>

- ・ 岡山県 8,200 点

<仮設トイレ>

- ・ 広島県 38 棟、岡山県 168 棟、愛媛県 49 棟

<簡易トイレ>

- ・ 広島県 50 台

<トイレトペーパー>

- ・ 広島県 2,976 個
- ・ 愛媛県 3,276 個

<消臭剤>

- ・ 広島県 289 個
- ・ 愛媛県 225 個

<段ボールベッド>

- ・ 広島県 953 台、岡山県 2,233 台、愛媛県 618 台

<テレビ>

- ・ 49 か所 55 台設置済み

<冷蔵庫>

- ・ 岡山県 42 台、愛媛県 12 台、広島県 24 台

<洗濯機>

- ・ 岡山県 26 台、愛媛県 59 台、広島県 50 台

<電子レンジ>

- ・ 愛媛県 22 台、岡山県 28 台、広島県 3 台

<掃除機>

- ・愛媛県 10 台、広島県 7 台

<高圧洗浄機>

- ・岡山県 60 台、愛媛県 70 台

<乾電池>

- ・岡山県 4,500 本
- ・愛媛県 500 本

<扇風機>

- ・愛媛県 4 台、広島県 10 台

<空気洗浄機>

- ・広島県 18 台

<ベッドマット>

- ・愛媛県 332 枚、広島県 367 枚

<土嚢袋>

- ・岡山県 977,000 枚、広島県 701,000 枚

<段ボール間仕切り>

- ・広島県 50 セット

<パーテーション>

- ・広島県 380 セット

<タオル>

- ・広島県 約 1 万枚

<給水タンク>

- ・愛媛県 1,000 個、広島県 1,000 個

<ブルーシート>

- ・岡山県 200 枚
- ・広島県 3,070 枚

<ゴム手袋>

- ・岡山県 11,160 枚

<ウェットタオル>

- ・広島 1,600 バック

<物干しセット>

- ・広島 12 セット

(12) 環境省（8月7日 14:00 現在）

- ・ 7月3日 大臣官房総務課危機管理室に環境省災害情報連絡室を設置
- ・ 7月6日 全都道府県に災害廃棄物処理に関する事務連絡を発出
- ・ 7月25日 環境省関係の各種許可等の有効期限を延長

●災害廃棄物等関係

- ・ 7月11日 全国都市清掃会議及び関係団体を通じて、被災自治体への収集運搬車両等の派遣支援について調整
- ・ 7月12日 倉敷市において、防衛省とも協力し、がれきの撤去等を実施

- ・ 7月13日 片付けごみの収集運搬に支障が生じている市町村について、収集運搬車両を派遣（倉敷市、久留米市）
- ・ 7月14日 福岡県行橋市から飯塚市に収集運搬車両を派遣
- ・ 7月15日 福岡県大牟田市から飯塚市に、大分県大分市及び熊本県熊本市から愛媛県大洲市に収集運搬車両を派遣
- ・ 7月17日 呉市において、防衛省とも協力し、がれきの撤去等を実施
京都府京都市から岡山県倉敷市に収集運搬車両を派遣
- ・ 7月31日 広島県で災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会開催
- ・ 8月3日 愛媛県で災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会開催

●動物愛護管理関係

- ・ 7月9日 岡山県に「岡山県動物救護本部」設置
- ・ 7月10日 広島県に「広島県動物救護本部」設置

(13) 財務省（7月19日 14:00 現在）

- ・ 7月8日 関係府県に対し、空いている国家公務員宿舎や未利用国有地を避難先やがれき置き場等として提供可能である旨連絡
被災農業者等への対応として、親身な窓口対応、資金の円滑な融資等を日本政策金融公庫等に要請（5日農林水産省等と連名）
- ・ 7月12日 財務省ホームページに「平成30年7月豪雨による被災者の方に提供可能な国家公務員宿舎について」を掲載
- ・ 7月13日 被災した場合における申告・納税の期限延長等の措置を実施（13日官報公告）

(14) 金融庁（8月2日 09:00 現在）

- ・ 7月6日～13日 「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出
- ・ 7月13日 貸金業法施行規則及び犯収法施行規則を改正
金融庁相談ダイヤル及び特設サイトを設置
- ・ 7月16日 「平成30年7月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等」を関係金融団体等に要請